

大内民児協だより

発行●大内地区民生委員児童委員協議会/山口市民生委員児童委員協議会 ●山口市上野小路89-1 電話(083)928-3012

「各地区の民生児童委員」

私たちが高齢化は誰も
が避けて通れない問題で
あり、次頁に紹介します

平素は、大内地区の民
生委員・児童委員の活動
に対してご理解とご協力
を賜り、誠に有難うござ
います。

大内地区には、民生・
児童委員が必要な地区が
三十七あり、主任児童委
員三名と併せて四〇名体
制となっております。

民生・児童委員の任務
は、地域の高齢者の実態
把握に加え、小学児童等
の不登校の実態把握が基
本ですが、大内地区では
災害発生時に家族以外の
支援が必要な方の実態把
握も併せ「災害時に一人
も見逃さない運動」とし
て進めており、福祉員や
自治会等と連携して見守
り活動に活かしております。

大内地区民生委員児童委員協議会
会長 吉松伸一郎

をよよく知って頂き、「身近
な相談相手」として気軽
にご相談ください。

とこころで日本は、今や
大変な高齢社会となつて
おり、こうした傾向は今
後ますます進展すると思
われます。ところが、民
生・児童委員を担って頂
く方が全国的にとても減
少しております。大内地
区も、五〇年以上続く民
生・児童委員の歴史の中
で、今期、初めて数か所
の欠員が生じています。

先にも申しましたとお
り、今後、民生・児童委
員の必要性がますます高
まる中、欠員は大変由々
しき問題です。大内地区
にお住まいの方で、こう
した現状をご理解いただ
き、地域福祉のため、ひ
いてはご自分の健康管理
のためにも、是非、お力
をお貸しくださるようお
願いいたします。

ごあいさつ

大内地区民生委員児童委員協議会

会長 吉松伸一郎

《災害時一人も見逃さない運動》

大地震や風水害時に、自分や家族の力だけでは安全な場所へ避難した
り、情報収集・理解したりすることが困難で、周囲の支援がなければ命の
危険にさらされやすい方々がおられます。

そのため、大内地区民生委員児童委員協議会は、活動の一環として『災
害時一人も見逃さない運動』を行っています。

この活動は、それぞれの地区担当の民生委員児童委員が、災害時に被害
を受けやすい方々(高齢者等災害時要援護者)を事前に把握し、適切な避難
支援を整備している地域支援活動です。

いづまでもなく、災害時においては、迅速、的確な避難誘導、支援活動
が重要となります。

大内地区民生委員児童委員協議会では、こうした支援活動を一層充実さ
せるために、関係機関、各種団体と常に連携、協力し、情報の共有一元化
を図りながら、地域の皆様の安心安全な環境づくりに努めています。

《主任児童委員の活動》

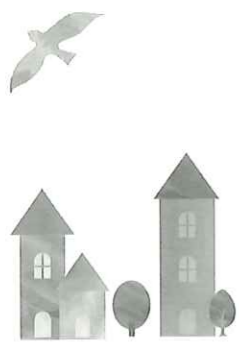
民生委員児童委員協議会には、主任児童委員という相談員がいることを
ご存じですか。

主任児童委員とは、**0才〜18才までの子ども専門**の委員です。大内地
区では三名が活動しています。

子育てについての不安や悩み、困りごとなどをお聞きし、利用できる福祉
制度や子育て支援制度のご紹介、そして必要なサービスを受けることが出
来るように関係機関とのパイプ役をしています。

どのような内容のご相談でも結構です。

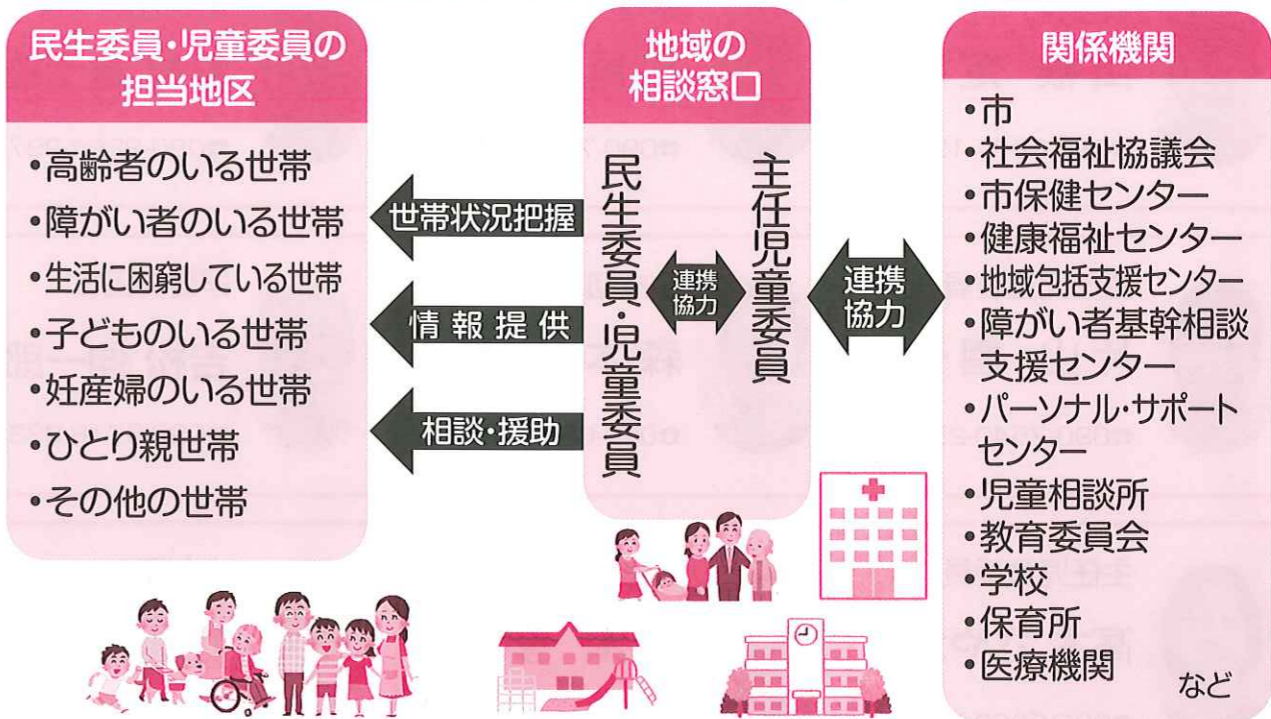
秘密は厳守いたしますのでお気軽にご相談
ください。



民生委員・児童委員の歴史

地域の有志が、生活に困っている人を見守り・支援する取り組みとして、大正6年に岡山県で始ま
った「済世顧問制度」が始まりです。昭和3年に「民生委員制度」が創設され、「無報酬」「地域住民
からの推薦」「国からの委嘱」と制度化されました。戦後の昭和22年に民生委員が児童委員を兼ね
ることになり、高齢者だけでなく、子ども・子育て家庭も支援対象になり、翌昭和23年に民生委員
法が制定され法律に基づく制度として確立し、現在に至っています。

民生委員・児童委員は あなたと関係機関をつなぐ窓口です



支援を必要とする人・世帯の相談にのり、必要な支援への「つなぎ役」になります。

～あなたの秘密は守ります～

民生委員・児童委員の活動は個人の私生活に立ち入ることもあるため、活動上の知り得た情報に
ついては守秘義務が課せられています。(民生委員法第15条)

この守秘義務は、委員退任後も引き続き課せられます。相談内容や個人情報、プライバシーに関
することなど、住民の方の秘密は厳守いたしますので、お気軽にご相談ください。

問い合わせ先

山口市民生委員児童委員協議会事務局 (☎083-928-3012)
(山口市社会福祉協議会内)

山口市健康福祉部 地域福祉課 (☎083-934-2790)